## 会長からのご挨拶

## 公益社団法人 小樽法人会 会長 佐 藤 慶 一



公益社団法人小樽法人会へようこそお越し下さいました。

平成20年12月1日に「公益法人制度改革関連法」が施行されましたが、当法人会におきましても公益認定を受けるべく鋭意諸準備を進め、平成24年1月16日に北海道知事へ移行認定申請をいたしましたところ、3月23日に北海道公益認定審議会より当法人会が公益社団法人として認定基準に適合している旨、北海道知事に答申がなされ、3月26日付で北海道知事より公益社団法人移行認定書が交付され、これを受けまして4月1日に登記を完了し、公益社団法人に移行しました。これからも、今まで以上に税を巡る諸環境の整備改善を図るための事業はもとより、地域の経済社会環境の整備改善を図るための事業を地域社会に貢献する公益法人として積極的に展開して参りますので、皆様方のご支援ご協力の程、何卒よろしくお願い申し上げます。

法人会は、全国組織であり、北は北海道から南は沖縄まで、41都道府県、440単位会、80万会員を 擁しております。

戦後わが国は民主主義国家へと新しく生まれ変わり、法人税もそれまで賦課課税制度(租税を割り当てて負担させること)から、昭和22年(1947年)に申告納税制度へと移行しました。しかし、当時の社会経済状況は極めて悪く、経営者が難解な税法を理解して自主的に税金を申告できるかどうか、危ぶまれていました。このため、申告納税制度定着には納税者自身が団体を結成し、その活動を通じて帳簿の整備、税知識の普及などを図る必要性が生じてきました。

法人会はこのようにして、企業の間から自主的に生まれた団体です。

小樽法人会は、昭和33年(1958年)11月に設立され、昭和59年7月に社団法人となり、以来、全国組織の中で独自性をもちながら、活動を続けて参りました。そして平成24年4月1日から公益社団法人として、時代にあった下記の活動を行っております。

- 1. 税知識の普及を目的とする事業
- 2. 納税意識の高揚を目的とする事業
- 3. 税制及び税務に関する調査研究並びに提言に関する事業
- 4. 地域企業の健全な発展に資する事業
- 5. 地域社会への貢献を目的とする事業
- 6. 地域社会への貢献等に寄与する研修室賃貸事業
- 7. 会員の福利厚生等に資する事業
- 8. 会員の交流に資するための事業
- 9. その他、本会の目的を達成するために必要な事業

このホームページを通じて、小樽法人会の活動にご理解を戴くとともに、ご意見・ご指導を賜りますよう、お願い申し上げます。